

令和
3年度の 住民税

30

申告が
必要です



※1
未婚のひとり親世帯の
税負担を軽減

新制度
スタート

万円が所得から
控除※2 されます！

適用されると、住民税が0円もしくは低額になり、税金の負担を減らすことができます！

死別・離別のひとり親世帯に適用されていた控除が、未婚のひとり親世帯にも適用されるようになりました。

どうやって
申告するの？

- ① 収入がわかるもの & 本人確認書類 を用意
(源泉徴収票など) (免許証・マイナンバーカードなど)
- ② 確定申告書を記入して税務署へ提出 **もしくは**
特別区民税・都民税申告書を記入して足立区役所へ提出

手続きをする場所がご不明な方は下記までお問い合わせください

注意

※1 事実上の婚姻関係にない方(住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」等の記載がない方)で、生計を一にする子(前年の総所得金額等の合計額が48万円以下)がいる方が対象

※2 前年の合計所得金額が500万円を超える方は除きます



お問い合わせ先

足立区 区民部 課税課 (足立区中央本町1-17-1 中央館1階)

TEL 03-3880-5230 / 03-3880-5231 / 03-3880-5232 / 03-3880-5418

FAX 03-5681-7665